

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社(受託者)は、左記のとおり、令和八年七月三十一日付で、左記一の信託を新規信託分割しますので、公告いたします。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者

東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号

ヒューリック株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

(二) 信託の年月日及び契約名称

令和五年三月三十日付不動産管理処分信託

契約書(その後の変更を含む。)

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先に照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先に照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社 不動産信託部

電話番号 ○三―四三三―五七三七二

令和八年六月二十九日

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長 笹田 賢一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

S K D 1 2 特定目的会社

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

S K D 8 特定目的会社

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

S K D 1 0 特定目的会社

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

S K D 1 1 特定目的会社

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

S K D 1 2 特定目的会社

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十四億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年六月三日

掲載頁 七十七頁(号外第二二三号)

令和八年六月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

A A J G 特定目的会社

取締役 鄭 武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十四億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年六月三日

掲載頁 七十七頁(号外第二二三号)

令和八年六月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

A A J G 特定目的会社

取締役 鄭 武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十九百万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.web-kokoku.jp/14451/14451.html>

令和八年六月二十九日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・テン・ホールディング特定目的会社

取締役 関戸 隆夫

債権申出の公告(第一回)

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があつたものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

広島県広島市西区商工センター二丁目一五―一

アスディ・フジ企業年金基金

清算人 宮川 晃幸

債権申出の公告(第二回)

当社は、平成八年五月二十七日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年十月三十一日に千葉地方裁判所(令和七年(ヒ)第十六号)により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号

株式会社田名辺工業

代表清算人 太平 俊一

連絡先 千葉市中央区登戸二丁目八番二号

クリスチャンセンタービル四〇一

大平法律事務所

債権申出の公告(第二回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年六月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

ウィーメックス株式会社確定給付企業年金

清算人 伊藤 聡

訂正公告

令和八年六月十九日(号外第一三五号)掲載の解散公告中、「株式会社文英堂販売」とあるは、「株式会社文英堂販売」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十九日

令和八年六月二十九日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号

株式会社田名辺工業

代表清算人 太平 俊一

連絡先 千葉市中央区登戸二丁目八番二号

クリスチャンセンタービル四〇一

大平法律事務所

債権申出の公告(第二回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年六月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

ウィーメックス株式会社確定給付企業年金

清算人 伊藤 聡

訂正公告

令和八年六月十九日(号外第一三五号)掲載の解散公告中、「株式会社文英堂販売」とあるは、「株式会社文英堂販売」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十九日

東京都新宿区岩戸町一七番地

株式会社文英堂販売

代表清算人 益井 英博

訂正公告

令和八年六月十九日(号外第一三五号)掲載の第四十二期決算公告(枠組)中、「~~三~~」

「~~三~~」とあるは、「~~三~~」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区神南一丁目四番一号

株式会社アイテックリース

代表取締役 広瀬 登

正 誤

令和八年五月二十二日公布会計検査院規則第三号(計算証明規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

四ページ第五号の二書式(第三十九条関係)

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。

「~~以下~~」は「~~以下~~」の誤り。